

令和5年 第4回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和5年4月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第4回会議議事録

- 1 開催日時 令和5年4月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 17名
- | | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 1番委員 | 櫛 湊 武 重 | 2番委員 | 近 藤 民 治 | 3番委員 | 内 海 博 光 |
| 4番委員 | 林 功 | 5番委員 | 片 野 羊 二 | 6番委員 | 青 柳 健 市 |
| 7番委員 | 鈴 木 保 雄 | 8番委員 | 中 島 博 恵 | 9番委員 | 須 藤 米 寿 |
| 10番委員 | 阿 部 均 司 | 11番委員 | 藤 井 好 博 | 12番委員 | 庭 野 明 |
| 13番委員 | 阿 部 敏 男 | 14番委員 | 原 澤 幸 好 | 15番委員 | 原 澤 章 |
| 16番委員 | 田 村 隆 司 | 19番委員 | 中 島 工 り | | |
- 4 欠席委員 2名
- | | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 17番委員 | 高 橋 品 子 | 18番委員 | 戸 澤 奈実恵 |
|-------|---------|-------|---------|
- 5 議事録署名委員
- | | | | |
|------|---------|-------|---------|
| 8番委員 | 中 島 博 恵 | 10番委員 | 阿 部 均 司 |
|------|---------|-------|---------|
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- | | | | | | |
|------|-------|----|---------|----|---------|
| 事務局長 | 中 澤 聡 | 書記 | 伊 平 憲 幸 | 書記 | 我 妻 園 華 |
|------|-------|----|---------|----|---------|
- 7 会議に附した事件
- | | |
|--------|-----------------------------|
| 議案第15号 | 令和5年度最適化活動の目標の設定について |
| 議案第16号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第17号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第18号 | 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式） |
| 議案第19号 | 農地に該当しないことの証明願について |

協議事項・報告事項

- (1)農業用施設申出の受理通知について
(2)農業経営改善計画の認定について

その他

- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

顛末

議長 会長議長となり、議事録署名委員に８番中島博恵委員・１０番阿部均司委員を指名し議事に入る。

続いて、４、議事に入ります。

議案第15号 令和5年度最適化活動の目標の設定について、事務局より説明がまいります。

事務局

こちらのほう私のほうでご説明差し上げたいと思います。

議案第15号 令和5年度最適化活動の目標の設定について。

次のとおり、令和5年度最適化活動の目標を設定したいので決定を求める。

こちらなんです、昨年もお案内させていただいたところでございますが、先月、指針のほうをお示しさせていただいて、農業委員、推進委員の活動の内容について指針を定めて、皆さんでそれについて向かっていこうということで指針のほうを決めさせていただきました。

こちらについては、昨年度も目標のほうを設定させていただいて、公表させていただいたところでございます。内容については指針のほうでもご案内いたしましたが、まずは集積、こちらのほうは、めくっていただいて、3ページの②の目標、集積面積については40haという結構大きな面積になっております。

続く遊休農地の解消、緑区分の遊休農地については24ha、新たに発生した緑区分の解消については1ha、それぞれの目標数値については定められています。この目標数値なんです、こちらのほうについては、群馬県下で、令和12年に66%集積もしくは数値自体遊休農地の解消については定められていて、それに準じて数値を設定されているところでございます。実際的には、昨年度集積については、20弱haの集積となっていることから、かなり厳しいところがあると思われますが、今後も続けて令和12年の66%の県内の集積ということを目指して進めていきたいと考えております。

内容についてはこういうこととなりますので、ご理解いただいて、皆さん方にご協力いただき、最適化活動を進めていきたいと思っておりますので、ご理解の上、議決いただけるように、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

私のほうからちょっとよろしいでしょうか。

この中で、一番こういうのはクリアされたいというようなことがございませうでしょうか。教えていただけますか。

事務局

今回かなり厳しい目標数値になっています。ただ、昨年度については、パーセントでいうと、目標の数値を達成させているというところでございますが、加速度的に面積自体の集積、例えば集積なんかについては、お話しのとおり、群馬県下で令和12年には66%にしようということでございますので、だんだん厳しくなると思います。ましてやみなかみ町については、小規模の条件が厳しい農地が多いですから、集積については今後もますます厳しくなると考えています。ただ、その中で、今後始まる地域計画だとか、それを見据えた上で、集積を進めていく必要があろうと思います。

ちなみに、これについての罰則があるというような話はないんですが、目標として進めていければと考えています。

以上です。

議 長	ありがとうございました。 私が先走って質問したので申し訳ないんですが、皆さんのほうから何かございますでしょうか。
1 2 番委員	1 2 番の庭野です。 こうやって目標を決めていただいたのはいいんですけども、厳しいということが分かっているのに、何でこんな厳しい数字が出てくるのかなと思って。平地と山は全然違って、中山間は本当に厳しいと思うんですよ。そういうことに対しての特例とかそういうのはないんですか。できてこないんですかね。
事務局	群馬県もやはり平坦地との差は中山間地かなり条件が違って厳しいところもあります。ただ、今回もけっこう件数は出ているんですけども、1 つは集積を上げるためには、多分守るべき農地と効率の悪い、同じ農地の中でも、山の中の開墾でやった農地とかそういうのは非農地化していけば、当然そういう守るべき農地とそうでない効率の悪い農地というのは、ある程度区分する必要があるとも考えています。そういう手法によって、集積を上げていくということだと思います。守るべき農地はしっかり守って、合理的に集積を上げるということも考えていく必要があると思います。 今回については、群馬県でももちろん、ご覧になっていただいてちょっと分かりづらいんですが、今回の資料の一番最後にチェックリストというのを付けさせていただきました。要は群馬県下において、このチェックリストに従って目標を定めなさいという方向性なんです。特に、今のところは目標数値としては、この定められた目標数値で目標を設定しましょうという話で、このチェックリストに従って、例えば遊休農地がこれぐらいあれば、どのくらいの解消面積にしなければと、そういった形で設定する形にはなっているかと思うんですが、令和5年度最適化活動の目標の設定等チェックリストというやつがございます。1 番から1 0 番ですけども、これに定めて目標を設定しましょうということになっています。農業委員会の評価の方法も昨年度変わって、昔はこの目標の達成の7割を見て評価をしなければということだったんですけども、結局それがかなり難しいらしいということで、農業委員さん、推進委員さんの活動の実績に従って評価をしなければという話になってきてまして、まずは、目標を定めてそれに向かって皆さんで地域計画なり集積なり、どうやって今後の農地を考えていくのかということを進めるというのがこの目標チェックリストの表れということと考えられることだと思います。 ちょっと長い説明になってしまったんですけども、その辺ご理解いただいて、目標数値に向かってお願いできればと思います。 以上です。
議 長	庭野さん、いかがでしょうか。
1 2 番委員	言っていることはごもっともなんですけれども、これを理解もしています。ただ、ちょっと、反逆じゃないですけども言ってみたかったもので、じゃ、これからも協力いたしますので、よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます。事務局としても、農業委員さんの最大限の努力を、

上のほうにも、例えば県のほうにも理解していただいてこういう条件なんだよというお話も伝える中での最適化活動をどういうふうに具体的に示せば、こうした活動をしているんだよっていうのをお話しできれば、伝えられればと思いますので、その辺は数字だけの成果じゃないんだということも伝えられるように努力していきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議 長

ほかにございませんでしょうか。

機会あるごとに、こういう中山間地、ましてやカイコを主園にしてきたことがあるので、荒廃農地も増えてしまう、機会がありましたら、こういう意見があるし、特殊なとこだよというご意見を事務局のほうで申し上げていただければありがたいと思います。

皆さんのほうからなければ、当案件は決定としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

この案件は決定といたします。

続きまして、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございました。

よろしくお願いいたします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件、5件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました。

それでは、1番より審議に入りたいと思っております。

番号1番、調査報告をお願いしたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

3番委員

3番、〇〇地区担当の内海です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

まず、場所ですけれども、〇〇道の〇〇、〇〇、〇〇のほうに向かって800mぐらいのところですよ。

4月3日に現地調査をしまして、その後4日に〇〇さんと直接お会いする予定でしたが、本人が会わないで電話でいいやということで、電話で確認をしました。譲渡人が高齢であるということと、そして譲受人が今まで野菜を耕作していたということで、いろいろな条件が整っておるということで、今回の事案については問題ないと思います。

まず、最低経営面積の条件で撤廃ということで、〇〇さん自体は全然土地は持っていないんですけれども、そこに住んでいるときから、今の購入しようとする土地は使っていたということで、技術的にもあるいは周りの環境的にも問

題ないと思います。また、今後においても継続性についても特に問題は生じないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの調査報告で皆様のほうからご質問ありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声）

質疑がなければ、承認という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

議案第16号の1番は許可といたします。

続きまして、議案第16号の2、農地法第3条の規定による許可申請について、担当地区の委員さんの調査報告をお願いいたします。

4番委員

4番、〇〇地区担当の林です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

4月8日に原澤幸好さんと高橋品子さんとともに、現地調査をいたしました。

申請地は、〇〇に5か所、〇〇に1か所、合計6か所に点在をしております。

同日、譲受人の〇〇さんに直接お会いをして、確認をいたしました。譲渡人の方は相続により取得をしましたが、自宅が遠隔のため、経営困難によりまして、譲受人は耕作の規模拡大して耕作をしたいということでした。農地の有効的、効率的利用は所有機械、労働力、農業技術、営農計画が確認でき実行はほぼ確実と見られます。

なお、年間の従事日数は150日で、稲作それと養蜂の花を栽培するというふうな十分な日数と思われます。周辺の農地利用や、地域計画実現の支障の有無は、ミツバチ用の花栽培を計画されており、周辺の耕作は支障はありません。そのほかに懸案事項はございません。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

今、調査報告がありました。皆様のほうからご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

なければ、承認という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

議案第16号の2番は許可といたします。

続いて、3番ですが、4番と一括でいきますか。

12番委員

一緒でよければ一緒のほうがいいですけども。

議 長

そうですね。受けるほうが違ってきますけれども、渡すほうは同じですので、一括でお願いいたします。

議案第16号の3番それから4番と、一括で調査報告のほうをお願いいたします。

12番委員

12番、庭野でございます。

農地法第3条の売買に関する事なんですけれども、地図が出ているんですが、場所は〇〇の下というのが分かるかなと思うんですけれども、その譲渡人が高齢のため、譲渡というか売買で売りたいということで、以前から作っていた〇〇さんに譲り渡したいということで、本人に4月5日に会いまして、確認をいたしました。継続性農地としてちゃんと作りますということをお願いしたので、問題はないと思います。〇〇さんは水稲、ブルーベリー、豆、イモ栽培を主にやっているそうです。

次の4番の〇〇さんの取得する土地なんですけれども、以前から〇〇さんが作ってまして、それを今回売りたいということで、〇〇さんが買いますということで、話が成立したようです。ここには栗が植わってまして、継続してこのまま作りますということを〇〇さんにお願いしたので、周辺にももう何年も前から作っているんで、問題はないと思います。継続して農地としてちゃんと作りますという話もしていただきました。両者ともにずっと農地として使って、農業をやっていききたいということを希望していましたので、何ら問題もないと思いますので、皆さんご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。

3と4、一括でちょっとこんがらがってしまうかもしれませんが、皆さんのほうからご質問等ありましたらお願いします。

(「なし」の声)

なければ、承認という方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案第16号の3、議案第16号の4は許可といたします。

続きまして、議案第16号の5、農地法第3条の規定による許可申請について、担当地区の委員さんの調査報告をお願いいたします。

16番委員

16番、〇〇地区担当、田村です。

農地法第3条による申請事案の現地調査結果について報告します。

4月4日、現地調査を行いました。譲渡人である〇〇さん宅へ伺ったところ、病気療養中で、現地の立会いができないということでした。申請の土地は〇〇の敷地に隣接し、〇〇との間に位置しております。申請の水田は20年以上、今回譲受人になる〇〇さんが耕作しているそうです。譲受人である〇〇さんが立ち会いました。〇〇さんは稲作専業農家で、効率的に活動することは確実だと思います。年間従事日数も300日で、稲を栽培するには十分な日数だと思います。周辺の農地、地域計画実現への支障については、今後も稲作を計画しており、周辺も水田のため支障ありません。その他特に懸案事項はございません。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

調査報告をいただきました。皆様のほうからご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

これも承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

	議案第16号の5は許可といたします。 続いて、17号の案件に入るんですが、私の調査というか担当地区が入っておりますので、これより議事進行を原澤さんに交代させていただきます。 お願いいたします。
職務代理	お世話になります。会長の調査報告だということで、不慣れではございますが、17号から19号まで議事を進めたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より一括してお願いします。
事務局	9ページをお開きください。 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件、2件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上よろしくお願いいたします。
職務代理	ありがとうございました。 それでは、17号の1番について担当地区の調査報告をお願いします。
1 番委員	1 番、〇〇地区担当の櫛渕武重です。 4月6日に現地に確認に行かせていただきました。場所は、〇〇ですが、下り線のほうの北側側道のすぐ上になります。ここから300mから500mぐらいのところですが、この奥のほうに太陽光の設置するものというか場所がございまして、その、ご説明があったように、資材を置いたり休憩室を設けたりということで、4月20日から8月20日までの4か月の一時転用ということで申請が出ておる案件でございます。場所を見て確認してきたんですが、一時転用でするものですから、お話を何うというようなこともせずに、場所だけ確認をして、今後どういうふうに作業を進めるか注視してまいりたいと思っております。 報告は以上なんですが、よろしくご審議いただければと思っております。
職務代理	ありがとうございました。 今、地区委員さんより調査報告がなされましたが、何か質疑がございましたらお願いします。 （「なし」の声） なければ承認ということでよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それでは、議案第17号の1は許可相当といたします。 続いて、議案第17号の2について担当地区の報告をお願いします。
4 番委員	4 番、〇〇地区担当の林です。

職務代理

農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。

申請地は、〇〇線より南西およそ100mほどのところでございます。4月8日、現地調査を行いまして、申請者双方の代理人の〇〇さんに電話で確認いたしました。譲受人の〇〇さんの休耕中の畑に一般住宅を建てる計画をされています。転用目的の確実性につきましては申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可がおりてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からみて適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害や防除措置についても想定される被害等はないと思われます。その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいま調査結果の報告がございましたが、質疑等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第17号の2は許可相当といたします。

続きまして、議案第18号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)について、事務局から説明をお願いします。

事務局

11ページをお開きください。

議案第18号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので承認を求める。

別紙記入事件、20件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年601㎡、使用貸借の通年7,641㎡、利用権存続期間は5年7,276㎡、10年966㎡。畑の賃貸借の通年11,672㎡、使用貸借の通年15,187㎡、利用権存続期間は5年870㎡、10年25,989㎡。田と畑の合計は35,101㎡です。貸し手は20戸、借り手は10戸でございます。

13ページから17ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくをお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

事務局より説明がありましたが、ご意見、質疑等がございますでしょうか。

(「なし」の声)

なければ承認をすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

では、議案第18号は承認いたします。

続いて、議案第19号 農地に該当しないことの証明願について、事務局よりお願いいたします。

事務局

18ページをお開きください。

議案第19号 農地に該当しないことの証明願について。

「農地法の運用について」の規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

1. 別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上よろしくお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

議案第19号のうち農地に該当しないことの証明願について、担当地区より調査報告をお願いいたします。

1番委員

1番、〇〇地区担当の櫛渕です。

先ほどの案件と同じように、4月6日、現地を確認させていただきました。それと本人の〇〇さんにもお会いをしてお話を伺いました。ここは今のところ、先ほど言っていた太陽光の用地には組み込まれていないそうなのですが、行って現地を見ますと、杉とかそういうものが既に植っていて、およそ30年は経っていないかもしれないが、そういう山林化した状態です。それと、そこにも書いてありますように、平成28年より推進委員の方がB判定を行っております。そういうことも加味して、いたし方ないかなという考えも持っております。

以上です。

職務代理

ありがとうございました。

担当委員さんから報告がありましたが、質疑またはご意見がありましたらお願いします。

(「なし」の声)

なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案第19号の1を承認いたします。

続いて、議案第19号の2から5番の農地に該当しないことの証明願については隣接するため、一括で審議を行います。

担当地区の委員さん、よろしくお願いします。

3番委員

3番、〇〇地区担当の内海です。

2、3、4、5、全部隣接ですので、一括して農地に該当しないことの証明願に関する調査の報告をいたします。

場所は〇〇線で、〇〇地区から〇〇にかかる境目のところを南区におりた場所です。

4月3日に現地調査を行いました。申請地は既に周囲を山林に囲まれ、農地に復元しても、継続利用が困難なように思われます。そして、その後、地主であります〇〇さんに連絡がとれましたので、今までのいきさつのことを聞きましたら、とにかくイノシシが横行するようになってから、もうどうしようもない状況で、もう手がつけられない状況ということで、これはもう非農地にするしかないということで許可をお願いしたいということです。

ご審議のほどよろしくお願いします。

職務代理

ありがとうございました。

ただいま調査報告がございました。2から5、ちょっと範囲が広いですが、所有者が同じでみな同じ場所ということなんですが、一括で質疑を行いたいと思います。ご意見ございましたら、よろしくお願いします。

（「なし」の声）

なければ、承認という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、第19号の2から5番は承認いたします。

それでは、議案第19号が終了いたしましたので、議長代行を終了いたします。会長に議事をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

議 長

それでは、交代させていただきます。

5番の協議事項、報告事項に入りたいと思います。

（1）の農業用施設申出の受理通知について、事務局より一括で報告がございます。

事務局

21ページをお開きください。

報告第1号 農地転用の例外による届出の受理通知について。

農地法第4条第1項第9号による申出書について受理通知を発出したので報告いたします。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上よろしくお願いします。

議 長

説明いただきました。ありがとうございました。

ただいまの報告から、何かご質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声）

なければ、承認といたしたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

続きまして、（2）農業経営改善計画の認定について、事務局より説明がございます。

事務局

22ページをお開きください。

報告第2号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続2件の認定案件となります。

認定日は令和5年3月12日となります。

恐れ入りますが、詳細内容については、記載のとおりとなりますので、ご確認

いただきますようお願い申し上げます。
以上よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
説明が事務局よりございました。
皆さんのほうから質問、ご意見、これは報告事項ということなので、もしあればです。
（「なし」の声）
なければ、これも承認という形でよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
皆さんのほうから何かご質疑、それからご提案、ご協議するようなものが何かございますれば、お受けしたいと思います。
（「なし」の声）
なければ事務局何かご準備がございますか。
それでは、その他に入らせていただきます。
皆さんのほうから、何かその他でございますれば、挙手をお願いいたします。
（「なし」の声）
事務局のほう何かございますか。
（「ありません」の声）
では、以上で議事、報告事項の全てを終了いたしたいと思います。
ありがとうございました。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理原澤章閉会を宣す。

〔午後２時３５分〕